

日本弁理士クラブ幹事長挨拶

日本弁理士クラブ幹事長 石橋良規

1. はじめに

本稿は令和6年9月の初旬に書いております。本年度、日本弁理士クラブ（以下、「日弁」とします。）の幹事長に就任し、早8ヶ月が終わりました。長く続いた「コロナ禍」もいよいよ終息し、感染拡大に留意しつつ日弁本来の活動ができるようになりました。

以下に、日弁の主な活動をご報告いたします。

2. 本年度の活動

(1) 日本弁理士会への人事協力

日本弁理士会への人事協力は日弁の重要な役割であり、これまでも日本弁理士会の委員会、附属機関や地域会に優秀な人材を推薦してきました。本年度も、日弁出身の鈴木一永日本弁理士会会長、およびその執行部を支えるべく、人事協力をいたしました。具体的には、本年1～3月に開催された次年度人事検討委員会において、多くの日弁会員を種々のポストに推薦させていただきました。推薦にあたり、日弁を構成する各派の幹事長や人事担当の皆様にはたくさんのご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

(2) 日本弁理士会役員選挙への準備

本年度は日本弁理士会会長選挙の年であることもあり、早々に準備を開始しました。具体的には、昨年度、西日本弁理士クラブ様から「会長候補擁立の意思がある」との連絡をいただいていたことから、このことを日弁各派に周知するとともに、日弁各派の意向を確認、調整を行い、5月の幹事会にて、今年度の日本弁理士会会長選挙においては、日弁からは

会長候補を擁立せず、西日本弁理士クラブ様が擁立する会長候補を推薦することを決定いたしました。

一方で、日本弁理士会副会長4名、関東ブロック常議員14名、および監事3名の候補者を擁立することも決定し、例年通りのスケジュールで選挙への準備を進めました。

(3) 会長候補予定者のマニフェストへの関与

上記の通り、西日本弁理士クラブ様が擁立する会長候補を推薦することについて、比較的早い段階で決定できたことにより、会長候補予定者のマニフェストに積極的に関与することができました。具体的には、弁理士連合クラブ様の協力も得て、日弁、西日本弁理士クラブ、および弁理士連合クラブの代表メンバーにて「三派合同政策検討会」を2回（7月と8月にそれぞれ1回ずつ）行うことができました。

過去にも上記三派が会長候補予定者を共同推薦することはありましたが、マニフェストを三派で本格的に検討したことはなかったと思われ、一歩進んだ協力体制を築けたと考えます。

なお、三派合同政策検討会を開催するにあたっては、西日本弁理士クラブ幹事長の中川雅博先生、弁理士連合クラブ幹事長の笹野拓馬先生、および日弁政策委員長の長濱範明先生には、多大なる御尽力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

(4) 旅行会の開催

冒頭にも申し上げたとおり、今年度は「コロナ禍」の終息にともない、久しぶりに温泉地での、「ザ・旅行会」を開催することができました。具体的には、令和6年6月22日（土）～23（日）に栃木県の鬼怒

川温泉にて100名を超える参加者にて、温泉に入り、美味しい料理を食べ、歌い、語りました。

(5) その他のイベントなど

本年度も会員に有益な研修を企画し実施する予定でおります。

また、日弁ホームページも適時アップロードしております。

ゴルフ大会、ボーリング大会、マラソン大会、テニス大会も例年同様、開催の方向で準備を進めております。

3. おわりに

歴史と伝統のある日本弁理士クラブの幹事長という重責を担うことができるのか…不安いっぱいでした。スタートした令和6年でしたが、ひとまずここまでやってこれました。これもひとえに、日弁幹事会の先生方、日弁各委員会の先生方、相談役の先生方をはじめ、たくさんの先生方のお蔭です。私は小さなころから「運」だけはよく…今回も最高の仲間にも恵まれました。本当にありがとうございました。

残りの任期もみんなで楽しく頑張ります。引き続きのご支援ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

令和6年度日本弁理士会会長 鈴木 一 永

1. はじめに

令和6年度に入り早6か月が過ぎようとしています。日本弁理士会の会長に就任して1年半経過し、次年度（令和7年度）の新役員選挙の告示がされる時期となりました。

本年は、新年早々、能登半島地震がおきた関係で、年度末に、日本弁理士会として復興支援の対応を行いました。加えて3月に臨時総会を開催したため、同時期に令和5年度決算及び同年の活動報告を作成しつつ、令和6年度の予算・活動計画の作成に追われました。4月1日から新年度の執行役員会が会務を開始し、各委員会、付属機関及び各地域会がそれぞれの新体制が立ち上がった後、5月末に開催した定期総会において、令和6年度の予算と事業計画を承認していただきました。その後、日本弁理士会と所在地が同様の関東会を除く8地域会を回り、各地の経済産業局、各地方自治体の知的財産を取り扱う部署、各地域会に対応する商工会議所に令和6年度会長・新役員就任のあいさつに回りをを行い、7月末に各地域会回りが終了しました。

この間、我々をめぐる経済的な環境は、輸入依存度の高い資源、資材等の値上げ、生活関連商品の値上げを誘発し、多くの物品の物価を押し上げ、円安の進行とさらなる値上げラッシュを招くに至っており、価格転嫁が困難な中小零細企業の経営をますます圧迫しています。かかる中で、大企業を中心として一定の賃上げが進み、この傾向は、徐々にではありますが中小企業にも波及しつつあります。我々弁理士に直接的に関連のある産業財産権の出願状況は、皆様もご存じのように、依然として停滞傾向が続いており、大幅な増加は望めない状況と言わざる

を得ません。

このような状況下、令和6年度の執行役員会は、「将来の安定性を確保するための礎を築きます！」との昨年度のスローガンを再度掲げるとともに、「～築いてきた礎を次世代に継承する仕組みを整えます～」というサブスローガンをかけました。また、日本弁理士会として能登半島地震に対する災害対応を行う中で、会としての連絡網の脆弱さ、災害支援制度の不十分さ等、平時では中々気が付かない問題点が顕在化したため、その是正も新たな課題として取り組みを行うことになり、本年度中の例規改正又は取り扱いを変更する準備を開始いたしました。

以下に、5月の定期総会で承認された現在実行中の令和6年度の事業計画のうち、ここでは特に重点施策として挙げた10項目を中心に、簡単に説明させていただきます。

2. 重点施策の項目

(1) 「知財経営支援ネットワーク」の構築強化に向け活動を推進します。

令和5年3月に、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本商工会議所及び日本弁理士会の四者により、「知財経営支援ネットワーク」の構築に向けた共同宣言を行っております。昨年度はこの共同宣言を契機として、特許庁及び各地域の経済産業局、各地の商工会議所、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、及び日本弁理士会各地域会の各組織間の情報交換を密にすることに注力してまいりました。本年度は、構築されたネットワークを活用することにより、各地域の中小企業、ベンチャー・スタートアップ企業への知財支援

を各地域の実情に合った形で進めていく所存です。例えば、昨年度行ってきた特許庁の「つながる特許庁事業」への協力に加え、本年度は、同セミナー後の交流会を日本弁理士会が開催することで、「つながる特許庁」の参加者に寄り添う知財の普及を実現しようと致しております。

(2) 生成AI時代における弁理士の業務を模索します。

生成AI時代における新たな環境への弁理士業務の適応が急務であることに鑑み、引き続き情報収集を行うとともに、AIに関する種々の研修を開催します。また、生成AIツールの利活用にはリスクがあることから、弁理士の生成AIツールの利活用に係る指針の策定に向けて専門のワーキンググループを作り検討を進めています。

(3) 弁理士の活躍が期待されている業務への対応

標準化戦略人材や企画開発・交渉人材として、弁理士の活躍が期待されていることから、引き続き関係省庁との意見交換を行うなどして、弁理士が活躍することができる分野の模索と当該分野における必要な専門知識の恒常的なアップデートを可能にするための研修システムの構築等の具体取り組みを検討します。

(4) 農林水産分野における取組を強化

農林水産知財の国際的な保護強化・活性化を掲げ、農林水産分野における取組を従前にも増して強化します。このため、農林水産分野の実態調査を引き継ぎ行うとともに、関係省庁との意見交換を行うなどして、農林水産分野での知的財産制度のさらなる普及・啓発等、弁理士が活躍するための具体策を検討・提案して参ります。

(5) 知的財産の国際的な保護・活用の促進

弁理士の強みの一つとして、海外での知的財産権の取得支援、海外進出支援など、グローバルなビジネスサポートができる点が挙げられます。この弁理士の強みをより強化すべく、従前から続けてきた他国の弁理士・弁護士団体との交流・意見交換、アジ

アセミナーの開催等、国際活動センターの活動を中心として国際関係活動の拡充を進めて参ります。

(6) 知財関連情報収集とその分析

令和6年度も引き続き知的財産関連情報の収集を行うほか、令和5年度に収集した情報の整理、蓄積方法等を検討します。また、情報収集の目的、情報収集ルート の 確 立、既 に 収 集 し つ つ あ る 情 報 の デ ー タ ベ ー ス 化 等 を 検 討 し ま す。

(7) 2025年大阪・関西万博での取り組み

2025年大阪・関西万博の共創パートナーとして、その開催に向けて、関係官庁、知財関連団体等との連携・協力を強化します。また、外部に対して、日本弁理士会の大阪・関西万博支援に関する周知活動を引き続きおこなってまいります。

(8) DE&Iの取り組み

昨年度は、D&I委員会を中心に日本弁理士会としてダイバーシティを実現するための活動をすすめてまいりました。本年度は、名称をDE&I委員会と改称して同様の活動を推し進める所存です。特に、日本弁理士会の役員構成中に女性が少ないとの指摘を受ける機会等もあり、他士業団体の取り組みを参考に対応を検討し、具体的な工程表等の検討も含めてダイバーシティの実現に向けた取り組みを推し進めます。

(9) キzzaニアの取り組み

令和6年3月にキzzaニア東京での弁理士ウィークを実施いたしました。本年度は、7月1日の弁理士の日にあわせてキzzaニア福岡にて弁理士ウィークを開催しました。いずれの地域においても短期間ではありますが多くの子供たちに来場をしていただき好評をいただきました。

更に、本年度中にキzzaニア甲子園での弁理士ウィークの実施を実現したいと考え、その準備を進めています。

(10) その他

弁理士が業務上で行う判断の独立性・公平性を担

保するための規定を新設すべく、例えば、弁理士法人への弁理士以外の者からの出資禁止規定等の創設を検討いたしております。ほかにも、現状にあっていない規定の改正等を検討いたしております。また、本年度施行された特許出願非公開制度の会員周知及びその内容を周知徹底させるための研修を引き続き行います。

3. 最後に

以上に示した重点施策以外にも、従前から各地域会で独自に行っている種々の知的財産に関する昂揚普及活動等の事業について、本会としても各地域会の実情やその必要性に応じた支援を行って参ります。かかる事業を進めるためには、日本弁理士クラブの皆様おきまして各事業の必要性をご理解いただき、ともに実行していただくことが不可欠であると考えております。そのためには、広く役員会内外から集まる各種の情報を皆様と共有し、ともに考え、ともに実行していきたいと思っておりますので、今まで同様ご支援ご協力を宜しくお願いいたします。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 香坂 薫

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和6年度の日本弁理士会副会長を拝命しております香坂薫です。日頃より、ご協力、ご支援をいただき誠にありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

本年度は、鈴木一永会長の2年目であり、令和6年度事業計画は、令和5年度事業計画をベースに作成されています。また、令和5年度事業計画は、日本弁理士クラブの政策委員会においてブラッシュアップを重ねたものであり、更に、当時の木戸良彦幹事長及び本多敬子政策委員長のリードにより、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブのご意見も取り入れた内容となっております。事業計画について、会派の枠を超えて意見交換が行われる流れは引き継がれ、本年度は、石橋良規幹事長及び長濱範明政策委員長のリードにより、次年度以降の事業について、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブとの意見交換が行われていると聞いています。

鈴木一永会長の2年目執行役員会は、「将来の安定性を確保するための礎を築きます！～築いてきた礎を次世代に継承する仕組みを整えます～」をスローガンに掲げて、スタートしました。残り半年ほどですが、令和6年度の事業を確実に進めるとともに、次年度の執行役員会にしっかりとバトンを渡せるようにしたいと思っています。

以下、私が主担当である委員会等について、ご紹介させていただきます。

2. 会務報告

(常議員会)

第1回常議員会を5月10日に、ハイブリッド形式で

開催しました。担当副会長として、昨年度の事業報告、今年度の事業計画の説明を担当しました。

(定期総会)

定期総会を5月24日に、ハイブリッド形式で開催しました。常議員会と同じく、昨年度の事業報告、今年度の事業計画の説明を担当しました。

(監事会)

監事会では、執行役員会の会務執行、本会の資産及び会計の状況について監査を行っています。監事会は、会員から選出された監事10名と、外部監事2名の合計12名で構成されています。担当副会長は、毎月開催される監事会に出席して、ご質問に回答し、また頂いたご意見を執行役員会にお伝えするのが主な役割です。

(外部意見聴取会)

外部意見聴取会は、外部の有識者の方々から、本会の運営等についてご意見を聴取する会議であり、年2回開催しています。第1回を8月5日に開催し、様々なご意見をいただきました。外部意見聴取会には、正副会長が全員出席します。私は、開催の準備等を担当しています。

(審査委員会)

審査委員会は、審査委員会規則（会令第37号）に基づいて、会員の処分について審査します。担当副会長を含め執行役員会は、審査に関与しません。なお、処分は会長が行うことになります。

(例規委員会)

例規委員会では、日本弁理士会の会務や会員等に対する規則となる例規について、執行役員会、附属機関や委員会からの新設や改正の要望に基づいて、例規全般の整合性を検討します。本年度は、出資禁

止規定、周旋禁止規定等について検討しています。

（知財政策検討ワーキンググループ）

知財政策検討ワーキンググループは、日本弁理士会に関する知財政策について検討及び意見交換を行うことを目的として設置されたワーキンググループです。本ワーキンググループの委員は、日本弁理士政治連盟（弁政連）の会長、筆頭副会長、副会長です。弁政連は、日本弁理士会とは別の組織として、国会議員や政府等に対して必要な政治活動を行う団体です。

（イベント開催ワーキンググループ）

イベント開催ワーキンググループは、弁理士の日の記念イベントと、賀詞交換会を企画・実行するワーキンググループです。本年度の弁理士の日の記念イベント（7月1日）は、講演会・表彰式と、祝賀会の二部構成で、パレスホテルで開催しました。賀詞交換会は、例年通り1月に開催する予定です。

（AIツール利活用ガイドライン作成ワーキンググループ）

AIツール利活用ガイドライン作成ワーキンググループは、日本弁理士会において、弁理士によるAIツールの適切な利活用を促すためのガイドラインを作成することを目的として設立されました。本ワーキンググループは、日本弁理士会の委員会等の代表者で構成され、オブザーバーとして会長室員、特許庁弁理士室の代表者にも参加してもらっています。AIに関する情報を集約し、集約した情報に基づいて、上記ガイドラインの作成を進めています。上記ガイドラインは、ベータ版を来年1月までに完成する予定です。

（中国会）

私の地域会担当は、中国会です。中国会では、無料相談会、セミナー開催等を積極的に行っています。また、中国会の広報活動の1つに、マラソン大会への参加があります。昨年度は、そうじゃ吉備路マラソン（岡山）への参加を通じて日本弁理士会及び弁理士の広報を行いました。弁理士会ブースには、多くの参加者にお越しいただきました。広島新聞にも大きく取り上げられました。本年度もそうじゃ吉備路マラソン（岡山）への参加を予定し、準備を進めています。

（会長室）

会長室では、会員からの相談、苦情受付、執行役員会のサポートを行っています。本年度の会長室は、室長1名、室員6名（常勤3名、非常勤3名）の体制です。室長及び常勤の会長室員には、会員からの相談、苦情受付等の対応を主として担当いただいています。非常勤の会長室員は、国際関係、事業、予算、例規のそれぞれについて、会長及び執行役員をサポートしています。

（事務局）

昨年度より、事務局と執行役員会との意見交換会を年2回開催しています。また、昨年度、従来の職員相談室に加え、外部相談窓口を設置しましたので、相談案件が発生した場合には、外部相談窓口担当の弁護士と協力して、相談案件に対応することになります。

（次年度会務検討委員会）

次年度会務検討委員会は、次年度の正副会長が委員となり、事業計画・予算案の検討、附属機関・委員会の組織編成と人事の検討、附属機関・委員会への諮問・審議委嘱・委嘱事項の検討、執行理事の人事の検討等を行います。次年度会務検討委員会は、例年、10月末から3月まで毎週開催されます。昨年度は、委員として参加しておりましたが、本年度は、担当副会長として携わり、本年度の執行役員会から次年度の執行役員会への引継ぎ等を行う予定です。

（次年度人事検討委員会）

次年度人事検討委員会は、次年度の会務活動を早期にスタートさせるため、附属機関及び委員会の委員の募集、調整を行います。次年度人事検討委員会は、例年1月から3月まで複数回開催されます。昨年度は、委員として参加しておりましたが、本年度は、担当副会長として携わり、次年度人事検討委員会や役員会との調整等を行う予定です。

3. おわりに

将来の安定性を確保するための礎を築くとともに、築いてきた礎を次世代に継承する仕組みを整えるべく、引き続き会務に取り組んでまいります。会員の皆様には、引き続き会務へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

ご挨拶

日本弁理士会副会長 米山尚志

無名会の米山尚志です。令和6年度日本弁理士会副会長を務めております。昨年の役員選挙では、日本弁理士クラブから推薦いただき、各会派の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

本年度は、昨年度から引き継がれた『将来の安定性を確保するための礎を築きます！』というスローガンのもと、鈴木会長2年目の副会長として会務に取り組んでいます。

近年の役員会の雰囲気を感じているわけではないため比較することはできませんが、今年度の役員会を勝手に判断させていただくと、なかなか良い感じなのではないかと思っています。

私の主な担当は、「綱紀委員会」、「財務委員会」、「業務対策委員会」、「北陸会」、「会員登録・登録審査会」であり、これらの活動状況について簡単にご報告させていただきます。

（綱紀委員会）

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と弁理士以外の者から選任した外部委員とによって組織され、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実の有無について調査（本会の秩序又は信用を害した否かの評価を含む）する委員会です。会長からの請求により調査を開始し、調査結果を書面で会長に報告します。開始時期や内容によっては、年度を跨いで継続される案件もあります。

（財務委員会）

財務委員会は、①日本弁理士会の財政に関する調査・研究、②日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案、③

日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案を職務権限とする委員会です。

今年度は、(a)「役員報酬の取り扱いについての検討」、(b)「会員の出張に係る旅費の支払いに関する運用指針の改定の検討」を進めていただいています。(b)の目的は、オンライン会議からリアル会議への移行に伴って生じている現状の課題や予想される将来の課題への対処です。

（業務対策委員会）

業務対策委員会は、弁理士及び弁理士法人でない者が弁理士の専権業務を行う「いわゆる非弁行為」に対する対応を行う委員会です。具体的には、会員の皆様からの情報提供や業務対策委員会の自発的な調査によって、非弁行為の疑いのある事案を見つけ出し、疑義者及び疑義行為の詳細を特定し、疑いが晴れない場合には疑義者に対し是正を求めていきます。悪質な事案には、刑事告発も視野に入れて対応します。

今年度は、(a)「事務所名称に関するガイドラインの検討及び提言」、(b)「AIを用いた商標登録出願ほか特許庁に対する手続の支援サービスと弁理士法第75条との関係の検討及びガイドラインの作成」を進めていただいています。(b)の目的は、AIが非弁行為と結びつきやすい実状に鑑み、非弁行為か否かを判断する際の一つの指針を定めることです。(北陸会)

北陸会は、新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸4県で構成されています。

他の地域会とは事情が異なり、北陸会の各県を管轄する経済産業局が、新潟県は関東経済産業局、富山県と石川県は中部経済産業局、福井県は近畿経済

産業局と分かれています。関東経済産業局の所在地は埼玉県（関東会）、中部経済産業局の所在地は愛知県（東海会）、近畿経済産業局の所在地は大阪府（関西会）であり、何れも北陸会以外の府県にあります。

日本弁理士会は、特許庁・INPIT・日本商工会議所と連携して知財経営支援ネットワーク（4者連携）を形成して「知財経営支援モデル地域創出事業」を本年度から新たにスタートします。その知財重点支援エリアとして、青森県、石川県、神戸市の3地域が選定されました。北陸会が石川県での事業を行う際に、愛知県を所在地とする中部経済産業局と円滑に連携できるようにバックアップいたします。

（会員登録・登録審査会）

新規弁理士登録、付記登録及びそれらの抹消登録、さらに、事務所名称登録、弁理士法人設立等の申請がなされた場合、毎週行われる執行役員会において、その審査を行い、承認されれば登録されます。特に、弁理士試験合格者等に対して行われる実務修習の終了後には、多くの新規弁理士登録申請があります。登録審査会は、役員会において弁理士の登録申請に際し登録拒否相当と判断された申請者や登録抹消すべきと判断された会員を審査する機関であり、必要に応じて不定期に開催されます。

4月から始まった任期の約半分が経過しましたが、昨年度の次年度会務検討委員会において計画した事業の全てが順調に進んでいるわけではありません。引き続き他の役員の方々と協力し、全力で会務に取り組みますので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



日本弁理士会副会長挨拶

日本弁理士会副会長 鶴谷裕二

1. はじめに

このたび、令和6年度において日本弁理士会副会長の職責を拝命し、大変光栄に存じます。副会長選挙におきましては、日本弁理士クラブの皆様方から多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。日本弁理士クラブの構成会派であるPA会の一員として、この大役を担うことができるのは、多くの皆様の温かい支援のおかげです。

日本弁理士クラブは、異なる歴史と文化を持つ5つの会派で構成されています。それぞれの会派が持つ経験や価値観は多様であるものの、知的財産業界の発展という共通の目標を持ち、互いに協力しながら活動を進めております。特に、選挙活動においては日本弁理士クラブが中心的な役割を果たし、各会派の協力のもとで副会長候補を支援するという重要なプロセスを統括しています。

さらに、日本弁理士クラブは日本の知財制度の政策提言や、日本弁理士会の活動に対する提言なども担っており、その影響力は極めて大きいものです。知財制度を支える弁理士業界全体の発展を目指し、各会派が力を合わせている姿勢は、業界にとって大きな財産であり、私もその一員として誇りを持って活動しております。

2. 日本弁理士クラブの役割と活動

日本弁理士クラブの役割は多岐にわたりますが、特に重要な役割は、各会派の副会長選挙活動への支援です。日弁の5つの会派が、それぞれの候補者を支援しながら、クラブ全体として選挙活動を推進していることに、誇りを感じます。

また、政策提言や日本弁理士会の活動に対する意見の取りまとめも重要な役割の一つです。特に、知

財制度の改善や発展に向けた政策提言においては、日本弁理士クラブの意見が大きな影響を与えることがあります。私自身も、副会長としてこれらの取り組みに積極的に関与しており、知財業界全体の発展に向けた活動に力を尽くしています。

さらに、日本弁理士会の運営は、会派に所属する会員の地道な活動に支えられています。各会派の会員がそれぞれの専門知識を持ち寄り、委員会活動や政策提言に取り組むことで、日本の知財制度がより強固で競争力のあるものとなるよう努めております。

以下に、日本弁理士会において、私が主に担当している職務をご紹介します。

(1) 国際活動センター

国際活動センターは、日本の知的財産制度の国際的な発展を支援する中心的な役割を担っています。知財制度の国際的な改正動向を常に注視し、会員に対して最新情報を提供することに加え、日本の知財制度を国際的に広めるための活動も展開しています。具体的には、外国の法改正や制度改正に関する情報収集を行い、会員に対する情報提供を強化するとともに、日本の知財制度の優位性を発信するための広報活動を積極的に行っています。

また、インバウンドおよびアウトバウンドの知財出願の促進にも力を入れており、海外との知財交流がますます活発化しています。これらの活動を通じて、日本の知財制度の競争力を高め、弁理士業界全体の発展に寄与しております。

(2) 知財制度検討委員会

知財制度検討委員会では、日本の知財制度のさらなる発展を目指し、政府や関連機関への政策提言を

行っています。特に、パブリックコメントへの対応を迅速に行い、制度改革に関する議論に積極的に関わることが求められています。本委員会は、各分野の専門家が集まり、知財に関連する政策や制度改革についての意見を取りまとめ、日本弁理士会の立場からの提言を行う役割を担っています。

今後も、知財制度の強化と国際競争力の向上を目指して、より積極的な提言活動を展開してまいります。日本の知財制度が国際的に競争力を持ち続けるためには、これらの提言がますます重要となります。

(3) 継続研修履修状況管理委員会

継続研修履修状況管理委員会は、会員の研修履修状況を管理し、各会員が常に最新の知識と技術を習得できる環境を整えることを目的として活動しています。弁理士業務は高度な専門知識を要するため、継続的な研修が非常に重要です。本委員会では、会員が研修を積極的に受講するよう促す一方で、適切な履修管理を行い、会員が最新の知識を習得できるようサポートしています。

こうした取り組みによって、弁理士業界全体のスキルアップを図り、日本の知財保護制度の強化に貢献しています。

(4) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、国際的な模倣品の流通を防ぐための取り組みを行っています。模倣品問題は日本企業にとって重大な課題であり、これに対処するために、WCO（世界税関機構）や日本政府、さらには各国の知財関連機関と連携し、模倣品撲滅に向けた対策を推進しています。特に、日本企業の国際競争力を守るため、国際的な協力を強化し、模倣品対策に取り組むことが急務です。

国内外の関連機関と密接な情報交換を行い、日本企業の製品が円滑に海外市場に流通できるよう支援し、模倣品の排除に向けた積極的な活動を続けております。

(5) 北海道会

北海道会は、地理的な特性を生かし、地域経済への貢献を目指して活動しています。ポストコロナ時代におけるオンライン会議の普及により、北海道会は首都圏や大阪などの主要都市とより緊密な連携を

築くことができるようになりました。これにより、地理的な制約を克服し、全国の弁理士会員と活発に意見交換ができるようになっていきます。

オンライン環境の整備によって、北海道における弁理士業務はますます活発化しており、地域経済への貢献も期待されています。今後の発展に向け、北海道会はさらなる努力を続けてまいります。

3. 副会長の役割について

副会長としての職務は、会派間の連携を調整することは勿論のこと、弁理士及び産業界を含めた知財制度全体の発展を目指すことです。弁理士業界におけるさまざまな課題に対応し、知財制度の発展を推進するために、私は大局的な視点から物事を判断し、最適な解決策を見つけることを重視しております。

社会全体の利益を考慮し、知財制度の発展に貢献することが、私たち弁理士の使命であると考えます。副会長として、私は知財制度の発展に寄与するために、各種の施策や提言を推進し、弁理士業務全体の質的向上に努めております。日々の業務の中では、さまざまな課題や困難に直面しますが、そのような状況下でも最も適切な解決策を見出し、進めることが副会長としての重要な責務であると感じております。

また、人生においても同様に、困難に対して完璧な解決策を求めるのではなく、柔軟に80%程度の達成を目指すことが、長期的な成功につながると信じております。このような姿勢は、個人の生活だけでなく、組織の運営にも通じる考え方であり、私の副会長としての活動においても常に意識している点です。組織全体の調和と発展を目指し、弁理士業界の未来に向けた施策を積極的に推進してまいります。

4. おわりに

令和6年度の副会長としての仕事は、様々な課題への解決策の選定とそのアクションの連続ですが、常に日本弁理士クラブの皆様方から多大なるご支援をいただき、多くの委員会活動・会務活動を円滑に進めることができていることに、心から感謝申し上げます。特に、私が担当しております委員会には、日本弁理士クラブの各会派から多くの会員が参加し

ご挨拶

ており、その専門知識と経験が活動を支える大きな力となっております。

今後も、弁理士業界全体の発展を目指して、事業計画の達成に向けて一層の努力を続けてまいります。日本の知的財産制度がさらに強固で国際的な競争力を持ち続けるために、引き続き皆様のご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 岩倉民芳

1. はじめに

令和6年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております岩倉民芳と申します。担当させていただいている付属機関、委員会等においては、センター長、各委員長、並びに所属委員の皆様のご協力により、順調に活動が進められています。以下に、これまでの活動状況をご報告させていただきます。

2. 活動報告

(1) 知的財産経営センター

知的財産経営センターは、知財経営支援に関する事業と知的財産の価値評価に関する事業を担当する付属機関です。知財経営に関しては、昨年、特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の四者連携が実現し、今年度は、本格的にこの枠組みでの事業を行っていく年になっています。例年特許庁が実施している「つながる特許庁」事業については、この四者連携事業に組み入れられ、全国9カ所の各イベントにおいて、弁理士会が主催する形で地元企業と弁理士との交流会が実施されることとなりました。この交流会では、各地域の弁理士と企業の方々が結びつくチャンスにもなりますので、それぞれの地域において多くの会員が参加してくれることを望んでいます。また、今年度は、「知財経営支援モデル地域創出事業」が特許庁事業として実施されています。モデル地域としては、青森県、石川県、神戸市が選出され、これらの地域を管轄する東北会、北陸会、関西会が主体となってこの事業を進めています。知的財産経営センターがこれらの3地域会をバックアップしながら、知財経営支援ネットワーク構築過程の情報収集に努めると共に、この事業の成功に

向けて必要なサポートをしていきたいと思っております。そして、情報収集によって得られた知見を活かし、今後の同様の事業については、できる限り弁理士が中心的な役割になって進められるように努力していきたいと思っております。

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、役員選挙の管理を行うことが重要な使命です。本稿掲載時点では本年度の役員選挙が無事完了していることと思っておりますが、執筆時点では、役員選挙の告示、選挙説明会が完了して、立候補者の受付を行う段階にきています。今年度は、一部の選挙において電磁的提出方法を初めて採用します。具体的には、ZOOMの機能を用い、オンライン上で本人確認及び書類の受領確認を行います。今年度の運用結果を踏まえ、次年度以降の対応に繋げていきたいと思っております。

(3) 特許委員会

特許委員会では、毎年多くのテーマについての研究を行い、その成果は報告書に纏められると共に、次年度に特許公開フォーラムとしてセミナー形式で報告されます。今年度も昨年度の成果として、「非公開特許制度の指針案に関する調査及び研究」をはじめ、全部で5つのテーマについて、特許公開フォーラムの場で報告がなされます。また、特許委員会は、特許庁担当部署との意見交換会や審査官との交流会も行っており、所属委員にとっては、通常業務では成し得ない経験をすることができます。特に若手の会員にとっては魅力的な委員会であると思っております。次年度以降も多くの会員が所属を希望されることを

期待しております。

(4) 意匠委員会

意匠制度は、近年の法改正による新たな保護対象の導入や関連意匠制度の拡充等によって、従来の制度と大きく変わっています。意匠委員会では、この改正に伴い、昨年度に引き続き、新たな意匠制度の活用方法についての検討及び会員への周知を図っています。また、意匠登録出願を増加させるための施策の検討についても引き続き行っています。さらに、生成AIが意匠制度に及ぼす影響についても研究を行っています。また、意匠委員会の特徴は、特許庁担当部署、JIPA（一般社団法人日本知的財産協会）をはじめとする外部団体との交流会・意見交換会を活発に行っているところです。これらの活動を通し、今年度も充実した素晴らしい報告がなされることが期待されています。

(5) 情報企画委員会

今年度は「事務局業務のデジタル化に関する現状把握調査とその結果に基づくデジタル化推進の具体的な方策の検討」についてしっかりと取り組んでいます。具体的には、事務局職員へのヒアリングを実施し、改善すべき業務及び改善策を洗い出し、システム的に費用をかけて改善すべき点については、次年度以降に実施できるよう、重要度及び大まかな費用を明らかにし、今年度の次年度会務委員会に回付することを目指しています。我々弁理士会の活動は、事務局によって支えられていますが、事務局関係で投資すべきことは、優秀な人材確保のための費用と、事務局の業務効率化を実現するためのシステム関係費用であると考えています。事務局の業務がこれまで以上に効率化できれば、事務局が今よりも創造的な業務に時間を割くことができ、弁理士会全体のパフォーマンスも向上するのではないかと思います。情報企画委員会では、上記テーマ以外にも、電子フォーラムの全面的な見直し、弁理士ナビの改善など、重要な事項にも携わっています。十分な成果が得られるようバックアップをしていきたいと思っております。

(6) 地域会会長会議

地域会会長会議は、昨年に引き続き、5月の定期総会前日に実施されました。この会議では、9地域会全ての地域会の会長及び本会の附属機関の長が、原則、リアルで出席し、今年度の地域会が関わる事業が円滑に進むように意思疎通を図るための会議です。各地域会会長から事業計画や課題が説明されますが、地域毎に特色があり、課題も異なることが理解できました。そして、6月及び7月に実施された各地域会での正副会長と語る会では、地域会での個々の課題についてのさらに踏み込んだ意見交換がなされました。いわゆる三大地域会を除く6つの地域会においては、会員数が少ないことによる会務運営の厳しさがあることが感じ取れました。今年度は、6地域会での課題を少しでも解決できる方向に持って行く努力をしていきたいと思っております。

(7) 東海会

地域会としては、東海会を担当しています。東海会は基本的に自立して積極的な活動を行っている地域会の一つです。従来から進めてきた金融機関との関係を強化する知財金融委員会の活動も従来以上に活発になっていますし、スタートアップ支援についても、名古屋市に開設された日本最大と言われるオープンイノベーション拠点であるStation AIにおいて東海会が何らかの形で関わっていくことも模索されています。東海会の様々なチャレンジは、他の多くの地域会でも参考になると思われるので、今後とも、東海会の活動を積極的にバックアップしていきたいと思っております。

3. おわりに

副会長任期も少なくなってきましたが、「礎」を築き次世代に継承するという、昨年度及び今年度の執行役員会の大目標を少しでも達成できるよう、残りの期間全力で職務に当たっていききたいと思っております。会員の皆様におかれましては、引き続き会務へのご協力およびご理解のほど、宜しくお願い致します。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 服部 秀一

1. はじめに

日本弁理士会 令和6年役員定時選挙において、所属する南甲弁理士クラブおよび日本弁理士クラブのご推薦を頂いて当選させて頂き、鈴木一永日本弁理士会会長の下、令和6年4月より副会長を務めさせて頂いております。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響をほぼ受けず、日本弁理士会の会務活動におきましても、従前のようにリアル参加がメインとなり活発な議論がなされております。日本弁理士クラブの先生方には、日頃より日本弁理士会の会務活動に対して積極的かつ力強くご協力頂き、お礼申し上げます。

2. 会務報告

昨年度と同様、附属機関、地域会および多くの委員会等について主・副の副会長2名体制で担当する形式としております。私が主担当として担当させて頂くのは、研修所、関東会、商標委員会、著作権委員会、不正競争防止法委員会、農林水産知財対応委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、会員活動活性化ワーキンググループとなります。また、副担当として担当させて頂くのは、中央知的財産研究所、北陸会、DE&I推進委員会となります。

次に、私が主担当として担当する本年度の活動状況等について簡単にご紹介させて頂きます。

(1) 研修所

千且和也所長の下、10名の副所長と91名の運営委員にて運営しております。特に、本年度は、倫理研修見直しプロジェクトチームを新たに立ち上げ、関係機関と連携して現行の倫理研修（eラーニング研修、集合研修および使用資料）の問題点を抽出し倫理研修の改善を行います。合わせて、実務修習のデ

ジタル化の実施に向けた検討や、システム障害等に起因する運営側の責任に伴う単位認定について検討しております。また、昨年度から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との連携会議を継続して実施し、eラーニングコンテンツの相互利用の可能性について検討しております。

(2) 関東会

田村爾関東会会長の下、11名の副会長、幹事会および監査役会を中心として運営しております。令和5年3月に日本弁理士会・特許庁・INPIT・日本商工会議所で締結された「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言（いわゆる「4者連携」）が、その共同宣言から2年目を迎えます。本年度は、特許庁主催のつながる特許庁の開催が6か所から9か所に拡大し、各つながる特許庁開催後の懇親会（出席者と地域会所属会員との交流会）を日本弁理士会主催で開催します。関東会圏内では、11月に山梨県甲府市で開催が予定されております。

(3) 商標委員会

WIPO等の国際会議へ参加される委員の選考基準等を明確する観点から「ニュース分類委員等の国際会議への参加および委員の在り方の検討」について、国際活動センターと協力して議論しております。また、特許庁がホストを務めるTM5が12月11日に箱根で開催予定となっており、そのユーザーセッション等への協力を積極的に行っております。その他、4月1日の商標登録出願から適用されるコンセント制度について、実際の審査対応に臨む際に、改訂審査基準や審査便覧を踏まえて、どのような対応をすべきか検討しております。

(4) 著作権委員会

近年注目されている生成AIに関し、AIツールに取り込む著作物や、AIツールを活用して生成される成果物に関する著作権等について調査・研究を進めております。また、外部への発信として、Webサイト「弁理士の著作権情報室」や、「デジタルカメラマガジン」、「特許ニュース」の記事の投稿を行っており、本年度は、さらなる媒体、例えば「日刊工業新聞」等への掲載を検討しております。

(5) 不正競争防止法委員会

不正競争防止法2条1項20号（品質等誤認惹起行為）や21号（信用毀損行為）についての調査・研究を行っております。経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室との意見交換を実施し、不正競争防止法の今後の在り方等について議論を行っております。また、昨今話題となっている「フェイクニュース」等の対策として有用な「声の保護」について、外部との意見交換を積極的に行い、我が国における「声の保護」の在り方について議論しております。その他、本年度設置された「AIツール利活用ガイドライン作成ワーキンググループ」に対し、著作権委員会のみならず、本委員会からも委員を派遣し、不正競争防止法における観点から、会員の皆様がAIツールを活用する際のガイドラインの策定への協力を行っております。

(6) 農林水産知財対応委員会

柴田富士子委員長を中心に、農林水産省策定の「農林水産省知的財産戦略2025」に対応すべく、スマート農業をはじめとする先端技術を活用した農林水産分野の課題や支援策を検討しております。特に本年度は、内閣府 知的財産戦略推進事務局が行うのクールジャパン戦略会議（第5回）にて対象とされる伝統的工芸品が、現在GI制度の保護対象でないことに鑑み、例えば一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会等の関係団体と意見交換を行い、伝統的工芸品の知的財産による保護の在り方について議論しております。また、農林水産省主催の「農水知財育成人材養成プロジェクトチーム」への委員派遣や、地理的表示活用推進支援事業「GIアドバイザー」の推薦、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から

の農業知財マネジメント専門人材育成・確保研修における「実践セミナー」のモニター推薦、JA静岡市への職員向けセミナーの講師派遣等、様々な農林水産知財関連支援事業に委員を派遣・推薦しております。

(7) バイオ・ライフサイエンス委員会

例年以上の51名の委員を選任し、田中有希委員長を中心に、例えば一般財団法人バイオインダストリー協会や一般社団法人日本知的財産協会等の外部知財関係団体、特許庁等との意見交換を通じて情報収集・検討を行い、アジア最大級のパートナーリングイベントであるBioJapan2024の企画運営協力等を行っております。また本年度は、知財制度検討委員会にて対応される知的財産高等裁判所の第三者意見募集「令和5年（ネ）第10040号 特許権侵害差止等請求控訴事件」について、その専門性を発揮して日本弁理士会としての意見への協力を行っております。

(8) 会員活動活性化ワーキンググループ

昨年度設置された本WGは、引き続き、より多くの会員に会務活動に参加してもらうため、日本弁理士会の意義、委員会活動内容等の周知・広報および参加促進に関する仕組みづくりの検討、企画及び実行を行います。本年度は、斎藤俊平WG長を中心に、本年度の実務修習修了式後にイベントを開催して実務修習修了者に「日本弁理士会の活動を知ってもらう」企画や、新しいタイプの委員会運営方法の検討、昨年度と同様のインターネット回線を用いたイベントを開催する予定です。

3. おわりに

日本弁理士会の会務は多岐にわたり、副会長として担当する職務の重要性や責任の重さを実感しております。日本弁理士会の会務を行う上で重要な「公益性」と「会員の利益」という2つの面を常に意識しながら、残りの任期を全うできるよう全力で頑張っていく所存です。日本弁理士クラブの先生方におかれましては、引き続き会務へのご協力およびご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。



常議員会報告

日本弁理士会常議員 蔵田昌俊

令和6年度常議員会の活動を報告いたします。

1. 常議員会について

常議員会については、日本弁理士会会則第8章（第75条から第81条）に概要が規定されており、現在の常議員会は全国9選挙区から選出された60名の常議員（会員）及び2名の外部常議員により組織され、会則第78条に規定される下記の事項について審議することになっています。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会則の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

また、常議員会には会則第13号「分科会規則」に定めるところにより、下記の3つの分科会が存在します。

- ① 調整分科会
- ② 第1分科会
- ③ 第2分科会

上記各分科会の役割は以下のとおりです。

① 調整分科会

会則第78条に規定された事項及びこれに関連する事項について、執行役員会との間で調整を行うと共に、第1分科会又は第2分科会での審議についての検討などを行うこと

② 第1分科会

③ 第2分科会

常議員会の職務権限に属する事項について、分担して調査、検討、審議を行うこと

2. 令和6年度の常議員会の活動

今年度の第1回常議員会は令和6年5月10日（金）に開催され、以下11の議案が審議され、いずれも出席者の過半数の賛成により承認されました。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 第1号議案 | 令和6年度執行理事の選任の承認を求める件 |
| 第2号議案 | 令和5年度事業報告の承認を求める件 |
| 第3号議案 | 令和5年度決算の承認を求める件 |
| 第4号議案 | 令和6年度事業計画の承認を求める件 |
| 第5号議案 | 令和6年度予算の承認を求める件 |
| 第6号議案 | 令和6年度外部常議員の選任の承認を求める件 |
| 第7号議案 | 令和6年度外部監事の選任の承認を求める件 |
| 第8号議案 | 外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件 |
| 第9号議案 | 綱紀委員会委員の補充の承認を求める件 |
| 第10号議案 | コンプライアンス委員会委員の補充の承認を求める件 |
| 第11号議案 | 常議員会分科会委員の選任の件 |

なお、上記11の議案のうち、第1号議案～第8号議案は、令和6年度定期総会に上程される議案であって、会則第78条の規定により常議員会での審議に付することになっていたものです。

3. 常議員会での審議

令和6年度第1回常議員会は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが第5類感染症になっているものの、昨年度に引き続きWeb併用での開催となりました。今後もこの会議形式が続くものと思われます。

鈴木一永会長が仮議長を務め、常議員議長を選任するに際し、小池誠会員と長内行雄会員が立候補するといった会議冒頭から異例の展開となりました。立候補者2名の自己紹介等の後、選挙となりましたが、長内行雄会員が満票近く得票し、議長に選任されました。

各号議案は、担当副会長が議案説明を行い、その後各号議案についての質問及び討論を実施し、採決をとるという形式で進められました。

議事は順調に進み、特筆すべき議論もなく、すべての議案が承認されて無事閉会となりました。



令和6年度監事長挨拶

日本弁理士会監事長 松浦喜多男

1. はじめに

本年度の監事長の大役を仰せつかることとなりました。

今まで、東海支部長、副会長、知財支援センター長、知財経営センター長など様々な役職を経験させていただき、後期高齢の域に踏み込んだこともあり、最後のご奉公として、何とか務めあげたいと願っているところです。また昨年度の副監事長の経験を活かすことができればと願っています。

監事会は、ご承知のように会務監査、会計監査を行う最後の関門であり、その意味で、公平中立であるとともに、原理原則に沿った職務を求められているものと理解しています。ただ、監事会は、各事業に対して、頑なに規範性を求めれば良いというものではなく、日本弁理士会及び知的財産権制度が、社会から受容され、発展するように、見守っていくというのが大きな仕事と考えています。その意味では、日本弁理士会が今向かおうとしている未来を見据え、理解した上で、バランスの取れた監査を求められていると考えています。そのような姿勢で、監査を全うできればと考えています。

2. 監査の手法

監事会は、会則第9条第9号で執行役員会に対し、会務の執行状況、資産、会計の状況に関し、説明を求めることができるとされています。この条項が、監事会の監査根拠となり、質問権と云っていいものと考えています。実際には、役員会議事録を各監事に事前に開示し、これに対する各監事からの疑問点、要説明点に、担当役員が回答するという、手順で監査が行われます。各監事からの質問は、原則と

して監事会全体を代表する第9号の質問であると、解釈しています。

ここで監事会の理解に供するため監査の観点について、概略述べさせていただきます。

監査の基本方針は、マニュアルでは、「相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査し、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、もって会務執行、資産及び会計処理の適正化に資することを責務としている。」とされています。

また、この責務に従って、「執行役員会からの議事録のみではなく、必要に応じて監査の対象とした下部組織にも適宜報告と資料の提出、さらには、必要に応じて関係者の監事会への立会いを求め、さらに必要に応じて現地調査などを実施し、積極的に会務、資産、会計の適正さ等を監査する」ものとしています。

そして監査の視点としては、次のことに留意するようにしています。

イ. 会務の相当性・妥当性

総会に提出され、同意を得た事業内容であっても、会員の視点から、弁理士法および日本弁理士会会則に定める目的の範囲内の事業であるか否かを監査するとしています。

執行した内容が、予め総会で承認された事業計画に沿った内容かを監査すると共に、事業計画に沿って遅滞なく事業計画が執行されているかについても監査内容としています。

ロ. 会務の適法性

会務執行に法令違反があるか否かについての監査は、監査の基本事項です。

ここでの法令には、弁理士法、日本弁理士会会則、その他の日本弁理士会が定める諸規則、民法その他の一般法はじめ、慣習法も含めた全ての規則が含まれるものとされています。

具体的な監査にあたっては、契約書における契約当事者の適格性、執行者の越権行為など、法律上の違反の有無について監査します。

八. 財務会計における合理性、妥当性

事業計画の実施に伴って発生する費用支出について、会費の適切な使用の評価・検証のため、費用対効果の視点から監査することが必要となります。つまりは、会計上の整合性だけを見るのではないということです。

二. 社会的妥当性

日本弁理士会は、一般社会との関わりの中で活動しているので、会務についても、当然のことながら社会の一般通念に照らして妥当性がある内容が求められます。このことから、監査にあたっては、一般の社会通念に照らして妥当性があるか否かの視点も求められるものとされています。

3. バランスの取れた監査

上述の、マニュアルに従えば、広範な調査が可能であるということとなり、どこまでも会務内容に踏み込むことができるという解釈も可能となります。

しかし、監査権限の執行により、会務を委縮させたり、煩雑とすることは、主客転倒です。このため過度とならないように、会務に対する先を見据えた理解に基づく、バランスの取れた監査が必要となるものと考えます。

上述したように、本年度にあっても、事前に配布された執行役員会の議事録内容を各監事が目を通し、疑問点や深掘すべき事案があった場合には、質問権を行使して、資料提出と回答を求め、各監事が意見を述べる手法により、監査を行っています。各監事は、活発に質問を投げかけ、役員会からの答弁を真摯に聞き、必要な意見を述べております。また、緊張感のある、充実した質疑を行うことを心掛けています。

現状の監査結果では、会務、会計に特段の問題点を指摘すべき内容は無く、日本弁理士会の運営は、順調に進行しているものと評価しています。

今後とも、会務に対する理解を深めつつ、日本弁理士会にとって必要とされる監査の有り様を模索しながら、緊張感をもって、監査業務を行っていきたいと考えています。日本弁理士クラブの会員の皆様には、監査に資するため、折に触れて、会務全般つきご意見をお聞かせいただきたく、お願い申し上げます。次第です。

以上

日本弁理士会研修所について

日本弁理士会研修所 所長 千 且 和 也

1. はじめに

日本弁理士クラブの会員におかれましては、日頃より研修所の活動にご協力いただきありがとうございます。昨年度に続き、令和6年度日本弁理士会研修所所長を務めております南甲弁理士クラブの千且和也です。令和6年度の日本弁理士会研修所の活動についてご報告いたします。

令和5年度は、コロナ明け元年の年でした。従来の集合形式の研修をコロナ禍前と同様に行うことができる一方で、コロナ禍でノウハウを培ったライブ配信研修やハイブリット研修（集合型研修とライブ配信研修を同時に行う研修）などを実施しました。

2. 会員継続研修

会員継続研修は、ご存じの通り、会員が5年間に70単位を取得するために行われる研修です。今年度は、Bグループです。年が明けると、研修システムの負荷が増加し、スムーズなeラーニング視聴が難しくなるため、早めの受講をお勧めします。

上述の通り、研修所では、引き続き、集合型研修、ライブ配信研修及びハイブリット研修を実施いたします。また、例年同様、eラーニング研修のコンテンツの充実化にも鋭意取り組んでおります。

また、昨今、企業勤務の会員が増加しておりますので、企業勤務の会員が中心となって活動している委員会から、研修のテーマについて、意見を頂き、幅広いニーズに対応しております。

研修のテーマなどは、基本的に運営委員が中心に選定しておりますが、運営委員以外の会員からも研修のテーマを募っておりますので、良い研修テーマがございましたら、お知らせ下さい。

3. 倫理研修

上述の通り、今年度（令和6年度）、倫理研修を受講する必要がある会員は、Bグループの会員です。

倫理研修について、今年度も、「ライブ配信研修」と「集合型研修」を併用して実施し、会員の先生方のニーズに応えるようにしております。昨年度、当初は、5：5の割合で、「ライブ配信研修」と「集合型研修」を企画しましたが、「ライブ配信研修」の受講希望者の方が多かったため、現在は、7：3～8：2の割合で開催しております。また、地域会での倫理研修も本年度から再開致します。

倫理研修に関しては、これまで5年に一度の見直しを行っていましたが、それでは、テキストの改訂、事例問題の変更、eラーニングの取り直ししきかず、抜本的な見直しができないという問題がありました。そこで、本年度は、他の委員会の委員を含めたプロジェクトチームを結成して、倫理研修の抜本的な見直しを行ってま

4. 能力担保研修

付記弁理士試験の受験に必要な能力担保研修は、特許庁や日本弁護士連合会のご協力のもと、今年度も無事に実施され終了いたしました。

能力担保研修について、今年度は、受講生のニーズに応えるため、全てハイブリット形式で開催しました。

また、昨年度は、能力担保研修で、使用するビデオ教材の取り直しを行いました。現在、20年以上前に作成されたビデオ教材を使用しております。20年以上前に作成されたものですので、特許無効の抗弁の規定はなく、無効事由に関しては権利濫用の抗弁

を主張しております。今回の取り直したものは、Teamsやmints（民事裁判書類電子提出システム）にも対応しております。日弁の多くの会員にも撮影に参加して頂きました。このビデオ教材は、次年度から使用する予定です。

さらに、今年度は、コロナ禍で行うことができなかった付記弁理士制度20周年記念事業を企画しております。付記弁理士制度は、2003年にスタートし、2022年に20周年を迎えましたが、当時コロナ禍でしたので、記念事業を行うことができませんでした。この記念事業では、来賓者の基調講演の他に上記ビデオ教材の上映会も行う予定です。

5. 実務修習

実務修習については、今年度も「ライブ配信研修」により実施する予定です。実務修習については、電子化の検討を行っております。ご存じの通り、令和8年から司法試験は、パソコン受験が開始されます。これに伴い、近い将来、弁理士試験もパソコン受験が導入されることが予想され、実務修習の電子化対応も必要になると思います。

実務修習の修了式は、前年度からリアル開催で行っており、今年度もリアル開催を企画しております。

6. システム改修

研修所のシステムの大規模な改修が終わりました。今回の改修で、ライブ配信研修において、研修所のWebページからZOOMへのアクセスを直接可能とし、会員の利便性を向上させることができました。これまでは、会員のメールアドレスにZOOMのアドレスを行うという運用しておりましたが、ZOOMからのメールが迷惑フォルダに入ってしまうなどのトラブルが生じておりましたので、これを解消しました。

ただ、このシステム改修により、研修システムへのアクセスが一時的に集中するため、システムトラブルが発生し、会員の方々には、大変ご迷惑をお掛けしました。この点は、ある程度、予想はしましたが、予想以上にシステムに負荷が掛かってしまいました。この点は、改善しつつあります。

7. 演習形式の研修

その他、弁理士育成講座など演習形式の研修は、ライブ配信の形式で研修を実施しましたが、対面形式での受講生と講師の交流の場を設けるなど工夫を凝らし、受講生のニーズに対応することができました。

8. 結び

以上が研修所の報告になります。今後も、ソフト面、ハード面において、検討を行い、会員の先生方により良い研修を提供できるよう研修所を運営していきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いします。

以上



中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所所長 中村 仁

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足29年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者・弁護士などの外部研究員と実務家である会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っています。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

実務系委員会へのアンケートなどにより、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

また、「会員向け研究発表会」及び「公開フォーラム」を開催して、研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。また、ホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文単体での「早期公開」も行っています。最新の研究成果を弁理士会のHPから是非御覧下さい。

(4) シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改

正提案を積極的に行えるように、「知的財産推進計画」を検討して改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も果たしています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っています。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは—権利成立段階と権利成立後の両面から—」(2024年7月1日～2025年12月31日)

適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書のあり方という問題は、弁理士業務においては実務に直結した重要な事項です。

今回は、権利成立段階と権利成立後の両面から、クレーム、明細書、補正、分割等に関する研究を、実務的観点からさらには理論的観点からも行っています。

研究報告は、令和8年12月末までに別冊パテントとして発行する予定です。

(2)「[Society 5.0 に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」(令和4年11月1日～令和6年4月30日)

本テーマは、関西の部会が担当しています。

今日、IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI) 等、社会のあり方に抜本的な影響を及ぼすような技術が急速に進展しています。本研究

部会は、『超スマート社会（Society 5.0）』に適合する知的財産保護の制度のあり方をテーマとする前研究部会の成果も引き継ぎつつ、状況の進展を踏まえた検討を行うため設置されました。

具体的な研究テーマとしては、AI関連創作物の保護、メタバースと知的財産、データの保護と活用、IoT関連特許（標準必須特許等）を巡る諸問題、SDGsと知的財産など様々な最先端の問題を扱っています。

令和6年度中に別冊パテントを発行し、研究成果を発表します。

(3)「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」(2023年12月1日～2025年8月31日)

当研究所は、永年にわたり、商標法を中心とした標識法の研究を積み重ねてきました。知的財産法分野における標識法の重要性及び独自性に鑑みれば、今後も地道に標識法分野の研究を続けていくことが肝要です。一方、AIやメタバースなどの現代的課題を研究するためには、複数の法域にわたって横断的に検討していく広い視野が必要です。また、実務系の委員会などから意見募集を行ったところ、不正競争防止法における一般条項や意匠法などに関する研究要望が出されており、標識法以外の法域における現代的課題についても、実務家の関心が高いことが伺えます。

そこで、本研究部会では、標識法を中心としつつ、知的財産法上の現代的課題をカバーするテーマを研究しています。

令和7年度中に別冊パテントを発行し、研究成果を発表します。

(4)「知財と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」(2024年4月1日～2025年9月30日)

近年、デジタル技術の高度化と電子商取引のグローバル化にともなって、インターネットの生態系に出現した巨大プラットフォームを中心とする市場の独占化・寡占化が進行しつつあり、業種横断的な競争制限行為への懸念が高まっています。

しかし、デジタル・プラットフォームへの適切な規制のあり方について、各国・地域の規制機関や競

争当局の間で十分な合意は得られていないのが実状です。

本研究部会では、技術集約的なサプライチェーンにおける知的財産制度の権利行使と競争政策が交錯するこれら領域における望ましい政策のあり方を法学と経済学の双方の視点から検討します。

令和7年度中に別冊パテントを発行し、研究成果を発表します。

3. 研究成果の発表

(1) 会員向け研究発表会の実施

例年、会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を開催しています。

令和5年度は、「イノベーションに資する技術情報の活用方策－先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に－」部会が担当し、2月に東京を会場としてリアル形式で実施しました。

令和6年度は、「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」研究部会が担当して開催予定です。

(2) 公開フォーラムの実施

例年、会員だけでなく外部へも開放して、公開フォーラムを開催しています。

令和5年度は、「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方－更なる研究－」の研究部会が担当し、2月に大阪を会場としてハイブリッド形式で実施し、225名の参加をいただきました。

令和6年度は、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」研究部会が担当して開催予定です。

(3) 合同研究部会の実施

例年、各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会を12月に開催しています。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場も設けています。今年も12月末に開催予定で準備を進めています。

4. 研究成果のウェブでの公開の仕方について

現在ウェブ上で公開されている学術論文は、DOI（Digital Object Identifier）と呼ばれる仕組みにより管理され、DOIを利用して論文へのアクセスや引

用が行われることが一般的です。別冊パテントのウェブ公開論文についても、研究員の賛同の上、DOIを利用しています。

5. 別冊パテント電子化

ご承知のように、パテント誌は電子化されています。電子化により、印刷や発送の費用削減が図られています。別冊パテントについても、今年度より電子化する予定です。

一方、電子化により、閲覧数が減るという問題が想定されます。広報活動センターと情報共有・意見交換しつつ、電子化後の閲覧件数増加の対応も検討しています。

6. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。



知的財産支援センターについて

知的財産支援センター 副センター長 石原進介

1. はじめに

今年度、知的財産支援センターの副センター長を務めている石原進介です。知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的として設置された附属機関です。地域知財の活性化を図る活動は、この国を支える重要な活動であり、そして、各地域に根差した各地域会の活動は、地域知財の活性化を図るのに不可欠の日本弁理士会が行う重要な活動であります。本センターの支援の有り様は、地域会ができることは地域会が行うということを前提としております。そして、本センターでは、特に関東・関西・東海以外の、運営を担う会員数を充分確保することが難しい或いは広域である等といった事情を抱える6地域会が行う知財支援活動、特に教育支援などを軸とする社会貢献事業等を積極的に応援していきます。また、「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を通じて、各地域の生徒や学生等の方々を含む学校関係者の皆様の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解の促進を支援していきます。一方で、今年度も引き続きCOVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大を抑制しつつ、知財支援活動を行っていく必要があります。ウィズコロナ及びポストコロナ時代の新たな知財支援活動にも積極的に取り組んでいきます。

2. 知財支援センターの組織

知財支援センターは、その活動目的、活動内容に対応して、総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部、パテントコンテスト事業部という5つの部会

で組織されており、運営委員は、このうち、第1事業部、第2事業部、第3事業部及びパテントコンテスト事業部の何れかの部会に所属しています。総務部は、正副センター長で組織されており、支援センターの運営に関する企画及び立案などを担当します。そして、各部会には、部会を担当する副センター長がおり、また、総務部を除く各部会には部会の責任者としての部長が配置されております。そして、センター長、副センター長及び各部会の部長を中心に構成された、知財支援センターの活動全体について議論する正副センター長・部長会議が設置されております。

3. 活動の主な柱

本年度は、知財支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開しております。

- (1) 教育支援体制（小中高生・高専・大学）
- (2) 出願援助事業による支援
- (3) 支援情報及び成果の一元化
- (4) 「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業における支援

4. 事業概要（各論）

(1) 教育支援体制
①弁理士会として、小中高生に対する出張授業を開始して17年以上になりますが、今後とも、関東、東海、関西以外の地域会において小中高の知財授業の「講師のなり手」を育成することに力を入れていきます。

特に、関東、東海、関西以外の6地域会にある小

中高生から出張授業依頼があった場合だけでなく、当該地域の青少年少女発明クラブ（発明推進協会運営）に対して、該当地域在住の全会員を対象に広く講師を募集することにより、多くの会員の協力を得て出張授業を行っていききたいと考えています。

次年度、授業用コンテンツ等の追加・改良等を行う事により、このコンテンツを積極的に活用した弁理士による知的財産教育体制を確立し、当該地域在住の会員が講師として永続的に知財授業を行う事が出来るように「講師のなり手育成」を積極的に行います。

また、上記「講師のなり手育成」を、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」が「弁理士による知的財産権の利用の促進」を行う積極的対外支援（社会貢献）活動として対外的に広く広報していきたいと思います。

②本年度も、国立高等専門学校機構（以下、高専機構という）との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、地域会と共に実行していきます。また、高専からの様々なニーズに対応するため、概要編・演習編・権利行使編・調査編・（高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業）を行い、都度内容をブラッシュアップしていきます。昨年度から、対面式の調査編に力を入れていきます。その理由は、知財部のない企業に入社する卒業生が、J-PlatPatを使えるようになってほしいからです。

さらに、高専機構との新たな事業として、高専機構が関与する6つのコンテストについて、高専機構から推薦された優秀な作品に関して、新規性喪失の例外を受けて特許権を取得する準備を進めています。上記に関して、高専機構との事業に関する連絡会議も継続して実施し、さらなる協力関係を構築していきたいと思います。

③大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供していきます。この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと考えています。また、昨年度実施した大学における起業に興味のある学生等に向けたセミナー等の実施を引き続き検討していき

いと考えています。

④医療系学会等支援グループによる、日本医工ものづくりコモンズ等医療系学会等への協力を行っていきます。継続して、医療学会等に対して、要請に応じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催していきます。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師からは知的財産に関する知識を身につけたいとの要望があります。支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎はもちろん権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援していきます。また、鳥取大学医学部附属病院との協定による知財活動を具体化していきます。

(2) 出願援助事業による支援

特許・実案・意匠・商標について、本年度も引き続き出願援助を行っていきます。現行の援助の内容等を見直し、制度を利用しやくなるように検討していきます。

(3) 支援情報及び成果の一元化

6地域会をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。この趣旨に基づき、本年度も、各地域会からの情報の共有化を図ります。

(4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業における支援

「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」につき、文部科学省・特許庁・INPITと協力し、適切に対応及び実施します。このコンテストを通じて、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解を促進することを支援します。

以上



知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長 津田 理

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織です。2017年4月に設立され、今年で設立7年目を迎えます。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、その後、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制となりました。

知的財産経営センターでは、設立当初から「企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知財経営）」や「知的財産の価値評価」に関連する様々な事業を行っています。

「知財経営」に関しては、2023年3月に、「特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の四者連携」が実現し、日本弁理士会（地域会）・INPIT（地域ブロック）・特許庁（経済産業局）で「知財経営支援のコア」を形成し、日本商工会議所と連携した「知財経営支援ネットワーク」を構築して、全国の商工会議所等を通じ、各地域の中小企業やスタートアップ企業等の知財経営支援を強化・充実化させることになりました。知的財産経営センターとしても、全国の地域会と連携をして、この四者連携に関する様々な事業を実行していきます。

「知財価値評価」に関しては、本年度から、弁理士知財キャラバンに「事業承継支援版」という新しいメニューを追加しました。知財価値評価を通じて、知財が企業経営に資する財産であることを広く知らしめる事業を実行していきたいと考えています。

2. 本年度の重点事業

本年度は、以下の5つの項目を柱として、事業を実行していきたいと考えています。

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
- (2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
- (3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
- (4) 常務会による総務活動の充実化
- (5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

3. 事業概要（各論）

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化

1) 弁理士知財キャラバン

弁理士知財キャラバン事業を実行することによって、スタートアップ企業・中小企業を具体的に支援しています。

新規事業の立ち上げ、新製品開発の方向性やデザイン戦略等、ビジネス上のお悩みを特許・デザイン・ブランド・コンテンツ・製造ノウハウなどの知的財産を活用して円滑に経営戦略を実行できるよう、弁理士が最大3回訪問し、課題の抽出とその解決策の提案等の、知財経営コンサルティング支援を行います。これまで160社以上の支援実績があります。より気軽に利用できるように、1回で知財戦略アドバイスを行う「1dayキャラバン」も実施しています。

また、本年度からは、特許・商標などの知財を活用している企業を主たる対象として、事業承継（M&A及び親族内外承継）にあたり、知

財を切り口にして事業を見える化する「事業承継支援版」も開始しました。事業承継の際に、経営の見える化はなされていますが、知財を活用している企業においては知財を切り口に見える化をすることも重要であり、その支援を行います。

2) 四者連携に関する事業

「四者連携」に関しては、省庁や中小企業支援機構等などの外部団体から、様々な要望が予想されます。それらの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を行っていきます。

本年度から、特許庁で実施される「知財経営支援モデル地域創出事業ⁱ⁾」では、知財重点支援エリアとして、青森県、石川県、神戸市の3地域が選定されました。これらの地域で、知財経営支援ネットワークによる中小企業等への一気通貫の伴走支援等が行われますので、各地域会（東北会、北陸会・東海会、関西会）と連携して必要な支援を行っていきます。

また、本年度は全国9か所（高知、盛岡、札幌、甲府、松江、佐賀、大阪、大垣、宮古島）で行われる「つながる特許庁ⁱⁱ⁾」の第2部として、参加企業と弁理士のマッチングを目的とした「交流会」を弁理士会主催で開催します。

3) ビジネスプランコンテスト

知的財産経営センターでは、ビジネスプランコンテストを通じて、スタートアップ企業を支援しています。また、ビジネスプランコンテストの入賞者に、知的財産経営センターに蓄積された今までの支援スキルやメニュー（弁理士知財キャラバンなど）を駆使して、スタートアップ企業を知財面からサポートしています。

(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

1) 知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上

知的財産経営センターでは、2014年度より、知的財産を活用して知的資産経営を積極的に進める企業等の表彰「知的財産活用表彰」を行っています。この知的財産活用表彰により、企業の知財活用の促進に取り組みとともに、知的財産活用表彰の広報の充実化を図ることで、日本弁理士会のプレゼンスを向上させたいと考えています。

2) 経済産業省主催の知的資産経営WEEKへの参画

経済産業省では、知的資産経営に関する各種団体と協力して、毎年11月以降の数ヶ月を「知的資産経営WEEK」と名付け、知的資産経営に関する取組の普及啓発を図っています。

知的財産経営センターでは、知的資産経営WEEKの一環として知財資産経営に関するセミナーを開催します。本年度も、昨年度と同様、知的財産活用表彰やビジネスプランコンテストの受賞企業に、知的資産経営に関する自社の取組みを講演してもらう予定です。

3) 会員が関与する知財活用の活性化

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進しています。また、中小企業のニーズに着目した課題解決型マッチングサービスにより、中小企業の知財活用を活性化させることも検討しています。

さらに、知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組んでいます。

(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

1) 会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財経営コンサ

i https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai-shien_model_area.html

ii <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>

ルディング研修の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力を向上させ、知財経営コンサルタントの育成を図っています。

2) 会員の知財価値評価スキルの向上、及び、知財価値評価の普及のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財価値評価研修や、知財価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財価値評価に関する基礎的能力の向上を図っています。また、知財価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成にも努めています。さらに、知財価値評価を組み込んだ知財経営コンサルなど、知財価値評価の対外的な事業を試みることで、弁理士による知財価値評価の普及を図っています。

(4) 総務活動の充実化及び一元化

総務活動を常務会に一元化することにより、効率性、統合性を確保しています。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組んでいます。また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を高めています。

(5) その他

1) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

a) 実行プロジェクトチーム

知的財産経営センターでは、外的な事業を実行するために必要なプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

- ・スタートアップ支援セミナー実行プロジェクトチーム
- ・デザイン・ブランド戦略セミナー実行プロジェクトチーム
- ・JPAA知財活用講座実行プロジェクトチーム

これにより、地域会や外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行うことが可能となっています。

b) 研究プロジェクトチーム

また、知的財産経営センターでは、本センターの事業活動に資する研究を行うためのプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

- ・スタートアップ価値評価研究プロジェクトチーム
- ・事業承継知財価値評価研究プロジェクトチーム
- ・知財活動の評価の活用研究プロジェクトチーム

プロジェクトチームの研究テーマは常務会で選定し、その研究結果を事業部にフィードバックすることで、本センターの将来の事業活動に資することが期待されます。

2) 評価人の選考

裁判所などから、知的財産の金銭的価値を評価する評価人を推薦してほしいという依頼があった場合に、知的財産経営センター（評価人選考委員会）では、事案に応じて適切な評価人を選考し、推薦しています。

3) 知財ビジネス評価書事業への対応

知的財産経営センター（知財ビジネス評価書対応WG）では、特許庁が実施している知財ビジネス評価書事業について必要な対応をしています。

以上



国際活動センターの活動報告

国際活動センター センター長 大沼加寿子

1. はじめに

本年度より国際活動センターのセンター長を拝命いたしました大沼加寿子です。任期2年の1年目となります。2年間、宜しく願いいたします。

2. 国際活動センター

国際活動センターは、外国の法改正や制度改正など最新の知的財産制度に関する情報を収集して会員へ提供し、日本の知的財産制度に関する情報を外国へ発信し、海外の知的財産関係団体等との交流事業することを通じて、国際的な見地から知的財産の保護及び弁理士業務に関する意見・情報の交換並びに相互理解を図ることを目的として設立された組織です。

本センターは、企画政策会議、国際政策研究部、外国情報部（米州部、欧州・アフリカ部、アジア・オセアニア部）、日本情報発信部の5つの部会、10を超えるProject Group（PG）で構成され、総勢100名の会員が所属しています。

企画政策会議は、正副センター長、各部会長、PG長で構成され、全体の取りまとめを行う上部組織となります。国際政策研究部は、国際会議対応PG1、PG2、PG3と連携、国際会議における弁理士会からの発信の取りまとめを行っています。外国情報部は、3つの地域の部会が設けられ、地域毎に判例研究や、外国知財法の情報取得等を行っています。日本情報発信部は、海外の知財団体に対し、日本情報を発信することを目的として活動しています。なお、センター員は全員、いずれかの部会に所属します。

また、PGは大きく分けると、海外知財団体へ訪問するプロジェクト、海外知財団体が弁理士会に来

会した際にアテンドするプロジェクト、国際会議に参加するプロジェクトに分けられ、必要に応じて立上げ、活動を行っています。PGへの所属は希望者のみで、複数所属も可能です。

3. 今年度の活動

次に、今年度の活動状況を簡単にご紹介します。まず、4月中旬にAIPLA（米国知的財産権法協会）、7月初旬に韓国弁理士会が来会し、役員会との意見交換会、会員対象のセミナーを開催しました。更に、9月にIPO（米国知的財産権者協会）の年次大会参加、10月にAIPLA日本部会との意見交換会及びUSPTOとの意見交換会に向けて準備をしています。10月末には中国山東省知財局が来会、11月初旬には、中華全国専利代理師協会が来会予定で、受け入れ準備をしています。

この他にも、11月に中国西安で開催される中華商標フェスティバルへの参加、2月にフィリピンのマニラでアジアセミナーの開催などが予定されています。

こうした事業では、センター員が様々な知財のトピックについてプレゼンテーションを行います。日本の知財の最新情報をプレゼンするとともに、カウンターパートとなる団体から、その国の知財情報を収集するというものを行っています。なお、国際活動センターでは、英語で作成したプレゼンテーション用資料の英文チェックや、プレゼン講師によるプレゼンチェックなどを受けることができます。

国際会議としては、10月にWIPOマドリッド・プロトコル作業部会、ハーグ作業部会、11月に意匠法条約（DLT）の外交会議に現地に参加する予定で

す。日本弁理士会は、これらの会議にオブザーバーとして参加をしており、現地で代理人として意見を述べる機会もあります。代理人の視点から、規則改正等へ意見を言える貴重な機会であり、非常に重要な役割を果たしていると考えています。この他、WCO（世界税関機構）の総会やWCO主催のワークショップにも参加しています。また、EPOのユーザー対象の会議へもオンライン出席しています。この会議では国際活動センターから選ばれた会員が正式な委員として任命され、様々な意見を述べています。コロナ前は現地参加をしていたのですが、現在はEPOがWebのみで会議を行っているため、オンライン参加となっています。

4. 活動の成果

国際活動センターの事業は、海外派遣のように一見華やかに見える事業が多く、会員への還元といった観点から、時には厳しい声をいただくこともあります。

しかしながら、各部会では地道に最新の海外判例の検討や、各国の審査情報等を収集しており、その成果は、毎年、ウェビナーによる研修を行い、会員に情報提供を行っています。

また、海外派遣事業では、日本への出願を誘致するために、最新の法改正等の情報や、出願費用の減免等のお得情報などについてプレゼンテーションを行っています。そして、現地で手に入れた情報については、詳細な報告書を作成し、電子フォーラムで閲覧することができるようにしています。

海外知財団体が来会した際は、可能な限り会員向けオープンセミナーを開催してもらうよう働きかけ、会員に海外の最新の知財情報についての講義を提供しています。更に、海外への知財情報の発信のために、英文HPのコンテンツ作成も行っています。この他にも、海外で活躍する日本人弁理士を集めてウェビナーで座談会を開催したりもしています。海外で仕事をしてみたいと思っている会員の皆さんには、リアルな海外お仕事事情が聴けるとともに、直接質問などもできるため、人気の企画です。

こうして書き出してみると、会員への還元をかな

り積極的に行っていると思うのですが、なかなか伝わらないところが見つらいところでは。

5. 最後に

近年は、自分で海外の事務所を訪問して情報交換をする会員も増えています。また、SNSの発達により、メールで知財情報を得ることも容易になってきました。国際活動センターからの情報を待つことなく、自分で情報を取りに行く会員は多くいると思います。

こうした状況の中にあって、国際活動センターの事業も、より現代社会にあったものに修正していく必要があると考えています。

日本弁理士クラブの先生方には、忌憚のないご意見を頂きたく、引き続きご指導ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。



ご挨拶

広報センター副センター長 高石 健二

1. 広報センターの活動

広報センターは、弁理士の仕事や日本弁理士会の活動、特許・実用新案・意匠・商標等についての情報を皆様に広く知っていただくため、新聞、雑誌、ホームページ、会誌、パンフレット、イベント等を通じて様々な広報活動を行っております。このように知的財産制度の発展に寄与することを目的とし、弁理士の認知度向上につながる広報戦略に基づいて事業を行っております。近年はコロナ禍のためにイベント等の活動が制限されておりましたが、今後はキッザニアや各種展示会への出展など積極的に活動を行ってまいります。

広報センターは、企画総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部及び会誌編集部の5つの部に分かれております。企画総務部は本センターの運営及び活動に関する企画・立案を行っており、弁理士の認知度の向上を主な目的として、事務所と企業の連携や弁理士の仕事の拡大等の目的を達成するために、他の事業部や委員会と連携を取りながら事業を行っております。第1事業部は、カレンダーやエコバッグ等のノベルティグッズの制作、イベントを活用した広報や、SNSの運用・管理を行っております。また近年、日本弁理士会のマスコットキャラクター「はっぴょん」の人気の高まってきたことに伴い、はっぴょんのキャラクターイメージを損なうような使用を抑制するために、はっぴょんの使用時のガイドラインの見直しを行います。第2事業部は記者会見等のマスメディアを活用する広報や、メールマガジンの配信やメディアトレーニングを行っており、最近では「生成AI」に関する記者説明会を行い、好評を博しております。第3事業部は広報誌「パテントアト

ニー」の発行や、ホームページの管理・リニューアルを行っております。日本弁理士会のホームページは近年大々的にリニューアルを行いまして、今後も改善を続けていく予定です。会誌編集部は会誌「パテント」の企画及び編集を行っております。

また広報センターは、展示会やイベント等の広報活動をより効率よく行っていくために、イベントPTを組織しております。イベントPTは、各種展示会におけるブース出展などを他の委員会や附属機関とも協同しながら行っており、今年はキッザニア東京において「商標」に関する弁理士業務の紹介事業を行いました。さらに各部が互いに連携してさらに効果的な広報活動ができるように、各部のメンバーの中から募って広報戦略WGを組織しております。

広報センターは、毎月、センター長と各部の関係者が集まる広報企画会議と、各部でそれぞれ個別に部会を行います。広報企画会議と各部会は今までは弁理士会館の会議室にて行っておりましたが、コロナ禍の間はリモート会議となり、去年からは弁理士会館の会議室とリモートとのハイブリッド形式での会議となりまして、最近ではそれが定着してきております。

2. 会誌編集部の活動

私が広報センター副センター長として担当している会誌編集部は、日本弁理士会の機関誌である会誌「パテント」(月刊パテント誌)を毎月発行することを主な活動としています。会誌編集部の部員は30人程度であり、1班～6班までの6つの班に分かれ、各班は年2回の特集記事の企画・立案を行い、特集記事の原稿の執筆打診及び査読を行うとともに、一般

投稿原稿の査読も行います。

会誌編集部は月1回の部会を開催します。その部会にて各種議題について審議する全体会議と、各班ごとに特集記事について話し合う班会議を行っており、読者の興味を引くようなテーマや話題の時事ネタに絡めた特集などを多々企画しております。最近では、2024年6月号と7月号は2月にわたって「進歩性」に関する大特集を組みました。一方、2024年7月号は「2025大阪・関西万博」に関する特集も行っており、2024年8月号は「事務所経営」に関する特集を組んでおります。このように特集記事のテーマは、国内外の知的財産法や判例について、知財に関する教育・広報や弁理士の日々の業務について、またはその時の旬な時事ネタなど、多岐にわたります。また特許委員会、商標委員会、意匠委員会、著作権委員会など他の委員会からの持ち込み企画なども掲載されます。2024年4月号では意匠委員会による「意匠の新たな地平：保護対象の拡大とデザインの展望」の特集が組まれております。また毎年度5月号では、知的財産権誌上研究発表会を開催しており、応募論文に対しては読者からのコメントを受け付け、コメントフィードバックし、共に考えを深めることを目的としております。応募は会員に限らず、学生の方も歓迎しております。

特集記事以外にも、一般投稿の記事も掲載しております。こちらは主に国内外の知的財産に関する記事であり、原則として日本弁理士会の会員の方や知的財産の実務又は研究に携わる専門家の方が自由に投稿して頂けるものとなっております。一般投稿原稿の内容は、執筆者の専門に関する内容であったり、法改正や判例などその時の時事ネタに関する内容であったりします。また米国、欧州、中国などの海外の方からの投稿もあり、現地の言語で書かれた原稿である場合は、その翻訳文を作成して掲載致します。

また特集記事や一般投稿記事以外にも、1～2ページ程度のコラムも掲載されることがあります。ティーブレイクという月刊パテント誌の定番のコラムに加えて、その時の時事ネタに沿って読者の興味を引くような内容のコラムを掲載することもあります。昨

年、芳根京子さん主演で会社の「知的財産部」を舞台にしたドラマ「それってパクリじゃないですか？」が日本テレビで放映されたときは、作品の知的財産権にまつわる事物の全般を監修されている西野卓嗣先生にドラマ撮影の舞台裏について3回に渡って特別コラムを掲載して頂きました。

最近の月刊パテント誌が行った大きな改革と言えますと、紙の雑誌を郵送していたのをPDF形式の電子版に変更した点が挙げられます。近年のペーパーレスの傾向を踏まえるとともに、コロナ禍でリモート勤務を行う方も増加しましたので、月刊パテント誌を電子版にすることにより、様々な勤務形態の方にも利便性良く月刊パテント誌を読んで頂けるようになったものと思います。

さらに、月刊パテント誌を電子版に変更したことに伴い、タブレットなどの持ち運び可能な小型デバイスでも月刊パテント誌を読みすいように、月刊パテント誌の紙面を2段から1段に変更致しました。これにより、1頁における文字数は減少することとなりましたが、タブレットなどで読む際に左段から右段に読み進めるにあたって、上にスクロールして戻らなくてはならないという手間がなくなりました。そのため、総合的に勘案しますと月刊パテント誌を電子版で読みやすくなったものと考えております。

月刊パテント誌を電子版に変更したことにより、印刷や配送にかかるコストを抑えられるという利点がある一方、月刊パテント誌に実際に目を通す方の人数が減ってきているのではないかという懸念があります。現在、月刊パテント誌の発行のお知らせを会員全員にメーリングリストにてお送りしまして、日本弁理士会の会員専用サイトにアクセスした後、月刊パテント誌のPDF形式をダウンロードする形式となっております。紙の雑誌を郵送していたときと比べて、月刊パテント誌を読めるようになるまでに手間がかかるため、毎月のダウンロード件数が徐々に下がってきているという問題があります。そのため、今年は、毎月のダウンロード件数の向上や易読性の改善を図るとともに、検索利便性の改善に向けて取り組んでいく所存であります。



2025 大阪・関西万博対応委員会活動紹介

日本弁理士会副会長 香坂 薫

1. はじめに

2025大阪・関西万博対応委員会（以下、万博対応委員会とも言う）は、2025年4月13日（日）～10月13日（月）、大阪 夢洲（ゆめしま）で開催される「2025年大阪・関西万博」に適切に対処することを職務権限とする委員会です。

万博対応委員会は、2021年度、杉村純子先生が弁理士会会長の際、2025大阪・関西万博対応準備委員会（委員長 京村 順二会員）として設置され、翌年度から2025大阪・関西万博対応委員会として活動しております。私は、万博対応委員会の設置時の委員だったこともあり、2023年度は執行理事として、2024年は、主担当である羽立副会長をサポートするかたちで2025大阪・関西万博対応委員会に携わっています。

以下、2025大阪・関西万博対応委員会の活動について、ご紹介させていただきます。

2. 2021年度の主な活動（「共創パートナー」登録など）

2025大阪・関西万博対応準備委員会（当時）は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会という）や近畿経済産業局等からアドバイスを受けながら、日本弁理士会が「TEAM EXPO 2025」プログラムの「共創パートナー」登録に向けた準備を進めました。「共創パートナー」は、自らが主体的かつ継続的に「TEAM EXPO 2025」プログラムに合った独自の活動を展開し、多様な「共創チャレンジ」の創出・支援を担う法人・団体です。

日本弁理士会は、2021年10月、士業の中では初めて、「TEAM EXPO 2025」プログラムの「共創パートナー」として登録されました。

登録後、会員周知を行うとともに、関西会、知的財産支援センター等と協力し、関西会が実施している小学校知財授業において、児童に万博ステッカーを配布するなどの支援を行いました。また、万博周知活動の支援を行うため、日本弁理士会の会員が会務活動で使用する名刺に万博ロゴマークを併記できるようにしました。

3. 2022年度の主な活動（「共創チャレンジ」登録など）

2025大阪・関西万博対応委員会は、「共創パートナー」登録の次のステップとして、博覧会協会や近畿経済産業局等からアドバイスを受けながら、日本弁理士会が「TEAM EXPO 2025」プログラムの「共創チャレンジ」として行う具体的な活動について検討するとともに、登録に向けた準備を進めました。「共創チャレンジ」は、自らが主体となって未来に向けて行動するチーム活動です。具体的には、日本弁理士会の既存の活動のうち、外部向けに速やかに導入でき、かつSDGsとの関係性がありそうな活動を検討し、知的財産支援センターが行っている教育機関への支援員派遣事業、および各地域会が独自で行っている知的財産教育（知財授業）を登録するための準備を進め、2022年度、日本弁理士会の活動を「共創チャレンジ」登録しました。また、小学生向け、中学生向け、高校生向けに、万博に関連した知財授業用のコンテンツを作成し、知財授業を行いました。

4. 2023年度の主な活動（万博関連イベント体験会など）

2023年度は、万博関連イベントの準備を進め、以

下の要領で万博関連イベント体験会を開催しました。

＜万博関連イベント体験会＞

バーチャル世界で近未来を感じよう～日本弁理士会
はイノベーションを応援しています～

- (1) 開催日時：令和5年10月29日（日）
13：00～17：00
- (2) 会場：ギャラリーよみうり
(大阪府大阪市北区野崎町5-9読売大阪
ビル地下1階)
- (3) 主催：日本弁理士会
- (4) 後援：特許庁、近畿経済産業局、大阪府教育
委員会、公益社団法人2025年日本国際
博覧会協会
- (5) 参加人数：55名
- (6) 参加対象者：大阪府のSSH (Super Science
Highschool) 指定校の生徒
- (7) 出展企業等：3機関

当日は、SSH指定校の生徒の皆さんに、イノベー
ション（VR技術等）に触れてもらい、未来を実感
していただきました。また、特設コーナーでは、知
的財産の説明を行いました。

上記バーチャル技術体験会の内容は、読売新聞大
阪本社版の特集記事として、万博開催の500日前で
ある11月30日に紹介されました。また、体験会の内
容は、YouTubeによる配信も行いました。

「共創チャレンジ」の活動では、「TEAM EXPO
2025」プログラム／共創チャレンジに、「小中高校・高
専生向けの知的財産特別授業」を登録し、追手門学
院大手前中等高等学校ロボットサイエンス部の「大阪の
若者が挑むSDGsを解決するためのロボット開発プロ
ジェクト」を支援することとし、その生徒たちの創造
力とアイデアを知財化するため、同校と支援協定を締
結し、当該アイデアの知的財産取得支援を行いました。

5. 2024年度の主な活動（万博本番イベントの企 画など）

本年度は、いよいよ来年開催に迫った「2025年大
阪・関西万博」で日本弁理士会が行うイベントの企
画等を中心に活動しています。具体的には、万博本
番イベントを担当する委託業者の選定、万博本番イ

ベントで技術体験会を実施する企業の募集・審査、
特設ウェブサイト開設の準備等を行っています。ま
た、技術体験会に参加した学生から未来社会に役立
つビジネスや技術アイデアを提案してもらい、これ
らの提案に基づいてコンテストを行う予定です。

日本弁理士会は、万博本番イベントを特許庁のイ
ベントスペースを借りて、以下の要領で開催する予
定です。特許庁と同じ期間、同じ場所で開催するた
め、特許庁とのミーティングを複数回行い、事業内
容等を調整しています。

＜日本弁理士会本番イベントの概要＞

日程：2025年10月2日（木）～10月10日（金）

※万博の最後2週間

主な対象：学生（中学生、高校生、高専生、大学生）

場所：2025年大阪・関西万博会場内の催事施設

EXPOメッセ2,000㎡のうちの500㎡のスペース

内容：出展企業の技術体験会、ワークショップなど
(予定)

出展企業等：12社(予定) ※大学、高等専門学校も可
＜コンテスト＞

日程：2026年2月開催予定

対象：技術体験会に参加した学生

内容：技術体験会に参加した学生から未来社会に役
立つビジネスや技術アイデアを提案してもら
い表彰する

3. おわりに

2021年に設置された2025大阪・関西万博対応委員
会の活動もいよいよ大詰めを迎えようとしていま
す。2021の設置当初は、委員の数も数名でしたが、
本年度は、地域会の代表者にもご参加いただき50名
弱のメンバーで準備を進めています。日本弁理士会
本番イベント、及びコンテストを成功させるため
準備を進めてまいりますので、会員の皆様には、引
き続きご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。
日本弁理士会本番イベントは、万博の最後2週
間である、2025年10月2日（木）～10月10日（金）
に開催予定ですので、是非ご予約いただき足を運ん
でいただければと思います。

以上



日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 福田伸一

1. はじめに

早いもので、令和5年4月1日付で日本弁理士政治連盟会長に就任してから1年半程度が経過しました。

その間、政治資金に関する問題、自由民主党内の派閥解散等、政治の世界ではネガティブな話題が多くありました。また、岸田総裁（総理大臣）不出馬を受けて多くの議員が候補者に名を連ねる自由民主党総裁選、新旧対決の様相を呈している立憲民主党代表選、現代表の後継者探しとなる公明党代表選、更には「もしトラ」「ほぼトラ」「ハリかも」と言われるアメリカ大統領選等、内外の政治環境は大きく変わろうとしています。経済環境については、一時の急激な円安や株高傾向が、日本の金利上げ／アメリカの金利下げ予想を以て8月初旬に円高／株安方向に修正されました。知的財産業界については5月に所謂特許出願の非公開制度が運用開始されました。弁理士業界についてみれば、変わらぬ受験生の減少傾向、諸外国の弁理士と比較した場合における安価な手数料等、改善すべき問題点が山積されています。

政治、経済、知財といった弁理士を取り巻く環境が大きく変動すると共に、AIの高度化に伴う士業の業務との関連性が注目される昨今において、日本弁理士政治連盟は、設立趣旨を忘れることなく、日本弁理士会をしっかりとサポートしてまいり所存であります。

2. 弁理士政治連盟の存在意義

日本弁理士会は経済産業省（特許庁）の監督下にある公益特別法人であり、前述のように「霞が関」の住人として位置づけられます。そして、日本弁理

士会は弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としています（弁理士法第56条）。すなわち、日本弁理士会の活動は上記規定に定められは範囲内でなければなりませんので、自由に「永田町」で政治的活動することは慎まなければならないとされています。

上記事情により、昭和49年、弁理士会の斡旋決議により「永田町」で活動する組織として日本弁理士政治連盟が設立されました。

日本弁理士政治連盟は、「永田町」＝「政治」というフィールドで活動することにより、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする役割を担っているのです。

3. 弁理士政治連盟の主な活動

弁理士政治連盟の主な活動として、弁理士／知的財産制度に理解を示す国会議員の政治資金パーティー（勉強会、国政報告会等）への参加、議員会館における国会議員との意見交換（ロビイング）をあげることができます。ここで、上記政治資金パーティーというと華やかなイメージがありますが、現実には殆ど飲食せず、国会議員に顔と名前を憶えてもらう場になっています。

顔と名前を憶えてもらうことにより、例えば国会内委員会／政党で審議されている知的財産に関する各種情報をいち早く入手し、また、議員会館に向いてロビイングを行うことが可能になります。

例えば、弁理士法改正は数多くの国会議員の力を得なければ成し遂げることができません。また、殆

どの場合、弁理士法改正には反対勢力が存在しません。そのような場合、一人でも多くの味方（国会議員）を得て審議の円滑化をはかることは極めて重要であるといえることができます。

4. 議員連盟

現在、弁理士／知的財産については、名称は少々異なりますが、殆どの政党に議員連盟が存在します。

- ① 自由民主党（弁理士制度推進議員連盟、会長：二階俊博衆議院議員）
- ② 公明党（知的財産制度に関する議員懇話会、会長：赤羽一嘉衆議院議員）
- ③ 立憲民主党（弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：大串博志衆議院議員）
- ④ 日本維新の会（弁理士制度・知的財産制度推進議員連盟、会長：浅田均参議院議員）
- ⑤ 国民民主党（国民民主党と無所属議員による弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：古川元久衆議院議員）

この議員連盟は、弁理士及び知的財産制度に理解を示す国会議員のまとまった声を国会政権に伝える組織として、私たちの政策要望（特に弁理士法改正要望）を後押しする貴重な存在です。

5. 地域活動

弁理士は、弁護士、税理士、行政書士と比較して大都市に偏在しているという特徴があります。そのため、選挙区選出の国会議員との関係を深めることは容易ではありません。

しかしながら、最近では弁理士政治連盟の副会長／理事に東京、大阪、名古屋、福岡以外の会員にも就任していただき、地域選出の国会議員との関係を深めています。例えば、関西においては弁理士でもある櫻井周議員を囲む意見交換会を開催し、東海においては長く知的財産政策の実現に尽力いただいている古川元久議員を囲む意見交換会を開催しています。また、東京都においては、三選を果たした小池知事の支持母体である都民ファーストの会のみならず、各政党の都議会議員との関係を深めることで、東京都の知財関連予算要望を行っています。この地

域活動は、今後も拡大していく必要があると考えています。

6. 直近の検討事項

日本弁理士政治連盟は、弁理士業務に直接関連する法改正の検討等は当然としつつ、次のような事項についても検討しています。

① デジタル資格証明書（デジタル庁）

令和6年8月より、国家資格者のデジタル資格証明書制度がスタートしました。これは国家資格者の証明書をデジタル化することにより、各種変更手続きをスマホレベルで行えるようにすると共に、二次元コードを用いた本人確認、非接触データ通信による認証作業を行うことができるようになるものです。約350の国家資格中、少なくとも令和7年中には90程度の国家資格の資格証明書がデジタル化されることになり、その中には行政書士、社会保険労務士、税理士、司法試験（合格）といった比較的身近な国家資格が含まれています。現状、弁理士は対象に含まれていませんが、近い将来を見据えた場合、例えば省庁や裁判所の出入システム、各種変更手続きの簡素化等との関係でデジタル化する必要があるかもしれません。

② 自社株と知的財産権の交換（法務省）

例えば、手持ち資金が少ないスタートアップが第三者の特許を取得してビジネスを優位に進めようとする場合等、自社株と特許権等の交換に関する具体策（制度の有効利用）の検討が近々スタートします。ここで、交換に際しては特許権等の価額の算出が不可欠であって（会社法199条3号）、原則論としての裁判所経由での検査役選任申立等が必要であるところ（同法207条1項）、特定の国家資格者（弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士）による証明があるときには裁判所経由手続きが不要になるとされています（同法207条9項4号）。しかし、現状、上記規定中に「弁理士」は含まれていません。弁理士法に規定される業務範囲との関係で即断はできないものの、弁理士の関与についてしっかり検討していく必要があるかもしれません。

7. おわりに

弁理士政治連盟は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与するべく今後も活動してまいります。

とはいえ、その活動に際しては様々な費用が発生します。弁理士政治連盟は日本弁理士会とは別組織

であるため援助を受けることはできず、会員の皆様からの会費のみによって運営されています。

是非とも、弁理士政治連盟の存在意義をご理解いただき、物心両面からのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

注：本稿は令和6年8月末に執筆したものです。

